

貸 付 申 請 審 査 基 準 （ 直 貸 ）

1．審査事項

審査事項	審査項目・チェック項目	着眼点・留意事項
借受資格	① 申請者は借受資格者（沿岸漁業者、特定認定中小企業者、促進事業者）か。 ア 申請者が未成年者の場合は法定代理人が、70歳以上の場合は後継者が連帯債務者となっているか。 イ 誓約書及び役員等名簿には必要事項がすべて記載されているか。（千葉県暴力団排除条例関係）	
事業計画	② 事業内容は適正か。 ア 見積書に内訳及び見積額が記載されているか。計算は正しいか。 イ 下取りがある場合、下取り金額が分かる資料が添付されているか。 ウ 検査手数料の分かる書類が添付されているか。	・ 申請書類の事業内容及び事業費と一致しているか。 ・ 借り受けた資金の使い道に検査手数料も含む場合。
	③ 申請額は適正か。 ア 当該貸付内容の貸付限度額の範囲内か。 また、当該資金種類の貸付限度額の範囲内か。 イ 借入残高との合計額は5,000万円以内か。 ウ 申請額は1万円単位となっているか。	・ 貸付額は、当該貸付内容（「カラー魚探」等）の貸付限度額以内か。 ・ 当該資金種類（「操船作業省力化機器等設置資金」等）の借入残高と申請額の合計は、当該資金種類の貸付限度額以内か。 借入残高と申請額の合計は5,000万円以内か。
償還計画	④ 償還期間及び据置期間は規定の範囲内か。	・ 償還期間には据置期間を含む。
	⑤ 償還計画は妥当か。 ア 償還額は1万円単位であり、端数は第1回で調整しているか。 イ 償還額の合計は申請額と一致するか。	・ 償還額は均等年賦償還、1回の償還額は1万円単位とし、千円等端数については初回の償還額で調整する。
	⑥ 連帯保証人は適正か。 ア 1漁業者あたりの貸付金の合計額が300万円を超える場合は2人以上か。 イ 住所は原則として千葉県内か。 ウ 70歳以下か。 エ 所得を確認しているか。 オ 相保証ではないか。 カ 保証人は申請者から財産や収支の状況等に関する情報提供を受け、債務を保証することに同意しているか。	・ 1漁業者あたりの貸付金の合計額が300万円を超える場合は、2人以上（うち1名は申請者と経営を同一にする者以外とする）。 ・ 所得は水揚高、確定申告書等で確認する。 ・ 所得の証拠書類の添付は不要。ただし、借入残高と申請額の合計額が1,000万円以上となる場合は、水揚高、確定申告書等の証拠書類を添付すること。 ・ 沿岸漁業改善資金を借りている者及び借りようとしている者が互いに保証人になろうとしていないか。

2．必要書類

各資金共通	どのような場合に必要か
(1) 貸付申請書 (2) 誓約書及び役員等名簿 (3) 見積書 (4) 連帯保証同意書（⑥カ）	(4) 申請額の合計が300万円以下の場合は1人以上、300万円を超える場合は2人以上の連帯保証人が必要。

必要に応じて添付する書類の種類	どのような場合に必要か
(1) 下取り金額がわかる資料（②イ） (2) 検査手数料のわかる資料（②ウ） (3) 申請者の水揚高又は所得を確認できる書類（⑤ア） (4) 連帯保証人の所得を確認できる書類（⑥エ） (5) その他	(1) 事業に下取りを含む場合。見積書の中に記載してもよい。 (2) 借り受けた資金の使い道に検査手数料も含む場合。 業者に委託する場合は見積書に記載してもらってもよい。 (3) 申請額と借入残高の合計が1,000万円以上になる場合。水揚高証明書、確定申告書の写し等。 (4) 同上 (5) 申請書に記載の根拠を補足するために知事が必要と認めた書類

3．書類作成上の注意

- ・申請書は、資金の種類（「操船作業省力化機器等設置資金」等）ごとに作成する。
- ・同一の資金種類で貸付の内容が2以上のときは、その内容ごとに事業費等を記載する。
- ・記入漏れ・計算ミスがないよう注意する。

借入申込に関する県確認事項（転貸）

1. 確認事項

確認事項	確認項目・チェック項目	着眼点・留意事項
借受資格	① 申請者は借受資格者（沿岸漁業者、特定認定中小企業者、促進事業者）か。 ア 誓約書及び役員等名簿には必要事項がすべて記載されており、融資機関において貸付規則第6条第3項を確認しているか。	
事業計画	② 事業内容は適正か。 ア 見積書に内訳及び見積額が記載されているか。計算は正しいか。 イ 下取りがある場合、下取り金額が分かる資料が添付されているか。 ウ 検査手数料の分かる書類が添付されているか。	・ 申請書類の事業内容及び事業費と一致しているか。 ・ 借り受けた資金の使い道に検査手数料も含む場合。
	③ 申請額は適正か。 ア 当該貸付内容の貸付限度額の範囲内か。 また、当該資金種類の貸付限度額の範囲内か。 イ 借入残高との合計額は5, 000万円以内か。 ウ 申請額は1万円単位となっているか。	・ 貸付額は、当該貸付内容（「カラー魚探」等）の貸付限度額以内か。 ・ 当該資金種類（「操船作業省力化機器等設置資金」等）の借入残高と申請額の合計は、当該資金種類の貸付限度額以内か。 借入残高と申請額の合計は5, 000万円以内か。
償還計画	④ 償還期間及び据置期間は規定の範囲内か。	・ 償還期間には据置期間を含む。
	⑤ 償還計画は妥当か。 ア 償還額は1万円単位であり、端数は第1回で調整しているか。 イ 償還額の合計は申請額と一致するか。	・ 償還額は均等年賦償還、1回の償還額は1万円単位とし、千円等端数については初回の償還額で調整する。
	⑥ 融資機関において債権保全措置を行っているか。 ア 1漁業者あたりの貸付金の合計額が500万円以上の場合は、基金協会との債務保証協議を行っているか。 イ 1漁業者あたりの貸付金の合計額が500万円未満の場合は、融資機関において債権保全措置を行っているか。	・ 基金協会との債務保証協議を行うこと。

2. 必要書類

各資金共通
(1) 借入申込書の写し
(2) 誓約書及び役員等名簿の写し
(3) 見積書の写し

必要に応じて添付する書類の種類	どのような場合に必要か
(1) 下取り金額がわかる資料（②イ）	(1) 事業に下取りを含む場合。見積書の中に記載してもよい。
(2) 検査手数料のわかる資料（②ウ）	(2) 借り受けた資金の使い道に検査手数料も含む場合。 業者に委託する場合は見積書に記載してもらってもよい。
(3) その他	(3) 申請書に記載の根拠を補足するために融資機関が必要と認めた書類

3. 書類作成上の注意

- ・借入申込書は、資金の種類（「操船作業省力化機器等設置資金」等）ごとに作成する。
- ・同一の資金種類で貸付の内容が2以上のときは、その内容ごとに事業費等を記載する。
- ・記入漏れ・計算ミスがないよう注意する。